

定例監査（保育所）結果の公表について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定例監査（保育所）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成26年7月7日

白山市監査委員 北 田 幸 光

同 西 川 寿 夫

1. 監査の日時 平成26年6月27日（金）
午後1時33分から午後2時15分まで [双葉保育所]
午後3時から午後3時45分まで [わかみや保育所]
2. 監査の場所 双葉保育所事務室、わかみや保育所職員室
3. 監査の対象 双葉保育所及びわかみや保育所における、平成25年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
4. 監査の方法 あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行書類並びに台帳等についての、書面監査及び現地確認を実施した。
5. 監査の結果 双葉保育所及びわかみや保育所における、予算の執行状況、財産の管理状況、事業事務の管理状況については、適正に執行がなされているものと認められた。